

令和6年第1回教育福祉常任委員会会議録

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 令和6年2月27日(火) |
| 2. 場 | 所 | 白井市役所本庁舎 4階大委員会室 |
| 3. 議 | 題 | (1) 議案第1号 白井市文化センター改修基金条例の制定について |
| | | (2) 議案第8号 白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | | (3) 議案第9号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| | | (4) 議案第10号 白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| | | (5) 議案第11号 白井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| | | (6) 議案第12号 白井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| | | (7) 議案第13号 白井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| | | (8) 議案第14号 白井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| | | (9) 議案第16号 白井市西白井公民館、白井市西白井児童館及び白井市西白井老人憩いの家の指定管理者の指定について |
| | | (10) 議案第28号 契約の締結について |
| | | (11) 議案第18号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第13号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について |
| | | (12) 議案第19号 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第4号)について |
| | | (13) 議案第20号 令和5年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算 |

(第4号)について

(14) 議案第21号 令和5年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

4. 出席委員 柴田圭子委員長・徳本光香副委員長
秋谷公臣委員・伊藤仁委員
荒井靖行委員・石原淑行委員
岩田典之議長

5. 欠席委員 なし

6. 説明のための出席者

市執行部

市長	笠井喜久雄
福祉部長	板橋章
健康子ども部長	池内一成
教育部長	宗政隆雄
社会福祉課長	金井早苗
障害福祉課長	鈴木智子
高齢者福祉課長	竹内崇
子育て支援課長	相馬正樹
健康課長	松岡正純
保育課長	片桐啓
保険年金課長	奥村敏直
教育部参事	榛沢宏一
教育総務課長	落合一矢
生涯学習課長	山本敏行
文化センター長	高花宏行
財政課長	富田宏美

7. 会議の経過 別紙のとおり

8. 議会事務局 議会事務局長 永井康弘
庶務係長 今井好美
主任主事 石井治夫

委 員 長 の 挨 拶

○永井康弘議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。まず、会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 おはようございます。ありがとうございます。今日は教育福祉ですけども、議案が12、補正予算が特別会計含め4つ、すごくたくさんの事項がございますので、時々休憩を取って頭を休めながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それで、この間追加で契約の議案が上程されましたけれども、これは補正予算の前に、通常議案の一番最後に入れて審議しますので、その件、よろしくお願いいたします。

市 長 の 挨 拶

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の教育福祉常任会では、議案第1号、議案第8号から議案第14号、議案第16号、議案第18号のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目、議案第19号から議案第21号及び議案第28号、14議案について審議をお願いするものでございます。

委員の皆様には深い御理解と慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後公務のため、退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては柴田委員長をお願いいたします。よろしくお願いします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○柴田圭子委員長 よろしくお願いします。ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に御配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

これから日程に入ります。

(1) 議案第1号 白井市文化センター改修基金条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第1、議案第1号 白井市文化センター改修基金条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 まずは、基金をつくるに当たって目標というものがあると思うんですけども、この目標額をお示してください。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 基金の目標額についてお答えいたします。

改修内容や規模がまだ定まっておりませんので、現段階では目標額は設定しておりません。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 目標額がないままの船出というお話なんですけども、少なくとも今回示された基金だけではとても数字が足りないことはもうよく分かっているわけで、そういう意味では広く費用を集めなければならないと思っています。それに当たりまして、プロモーションについてどのようにお考えでしょうか。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 今プロモーションということでの御質問なんですけれども、現段階ではまだ基本計画等も策定しておりません。来年度から基本計画を策定しますので、そういったものに、進捗に応じながらそういったプロモーションというのは検討していくのかなと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 せっかく基金を用意しました、一応金額も38億という、一つ示された数字があります。その中で計画の進み具合に応じてやっていくというのはちょっと遅いのではないかなと思うんですけども、今一つ考えられるのは、自主事業というのがあると思うんです。この自主事業、令和5年度の数字を見てみると374万2,000円という具合に出ておりますけども、この中で実際に本当に使う自主事業、つまり、出演とか、そういうことに必要な自主事業というのはどのぐらいを考えているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 それは予算の質疑になってしまいますけど。その中身について、聞き方を。

○荒井靖行委員 そうですね、中身について。私が見る限りにおいては、こういう自主事業が少ない

んじゃないかと私すごく思っているんですけども、その中でプロモーションをどのように考えているのかなというのをぜひお尋ねしたいなと思っております。

○柴田圭子委員長 お答えできますか。

高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 今回は基金の条例のことになっておりますので、いわゆる予算等についてはこちらではないのかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、ちょっと聞き方を変えますけども、基金を用意するに当たって今後プロモーションが必要だなと。それに当たって自主事業というのを今後増やしていこうという気持ちはありますか。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 本基金に積み立てる額については第2条で規定しておりまして、一つが一般会計の歳入歳出予算で定めるところの文化センターの大規模な改修に要する経費の財源に充てることを目的とした基金の額ということでもありますので、寄附金等については市内外からの多くの賛同者等から広く募りたいと考えてはおりますけれども、ふるさと納税とか、クラウドファンディングなどの活用も含め、具体的な方法は大規模改修計画の策定と並行して検討してまいりたいと、そのように考えております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

○荒井靖行委員 はい、分かりました。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 基金や寄附の額は特に今は言えないということだったんですが、先ほども出たように、参考にされたと思いますあり方検討会では38億、38億ともう度々この数字が出ているので、これが一定の目安にはなると思います。一般会計から入れる分と寄附の割合の目標などは考えていらっしゃるでしょうか。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 それも、先ほど目標額のところでの答弁をさせていただいたかと思うんですけども、改修内容や規模が定まっておりますので、現段階ではその辺りは設定していないというところでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

議長。

○岩田典之議長 第4条なんですけども、「基金の運用から生ずる収益は」と書いてある。何か運用

を考えているのでしょうか、それともこれから検討するということでしょうか。

○柴田圭子委員長 富田財政課長。

○富田宏美財政課長 それでは、ちょっと財務に関する部分になりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

一般的に基金につきましては、第3条にありますとおり、金融機関への預金などにより管理をしているところです。金融機関への預金によりまして利息等が生じますので、そちらの収益は一般会計の歳入予算に計上して、歳出予算として基金へ積み立てるということの規定になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 岩田議長。

○岩田典之議長 利息は運用と言えるかどうか分からないんですけども、「金融機関への預金その他」と書いてあるんですけども、何かほかに考えてはいないんですか。

○柴田圭子委員長 富田財政課長。

○富田宏美財政課長 現段階で預金以外の運用方法については検討しておりません。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 いいですか。では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 賛成討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第1号は、原案のとおり可決されました。

(2) 議案第8号 白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第2、議案第8号 白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは、白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正ということなんですが、新旧対照表の第2条の3、(1)のオの下線部に当たる第10条の2というのが加わっておりますが、具体的にはどういったことの内容になりますか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

この白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の中に医療費助成の対象であるひとり親家庭の父母等という用語の定義がございます。これが今回の条例改正の部分になります。そして、その定義の中の一つに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく裁判所からの保護命令を受けた者というのが第10条第1項として今現在あります。このたび、この法律のほうで改正されまして、保護命令を受けた者、この保護命令というものが、被害者の付きまといや住居等の付近の徘徊など接近禁止命令というものと、あと、被害者と同居する住居から退去等に関する退去等命令という、この命令が2つに細分化されたということによりまして、この第10条の2が追加されたため、本条例も同様に改正するということになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

石原委員。

○石原淑行委員 今その接近禁止命令と退去命令ということでしたけども、よりその被害を受けた方の細かく心理面も含めたことも守られるということの内容でしょうか、確認ですけど。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

今、委員がおっしゃったように、この改正の背景といたしましては、接近禁止命令ですと、今までは生命ですとか身体加害の脅迫を受けた者というのがあったんですけども、今回改正によりまして、自由、名誉または財産ということも付け加えられたりとか、あと、身の危険ということだけではなくて、心身ということで、心のほうも追加されたということ、そういったところが拡大の内容になって、このように細分化されたということになっています。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 今回追加することも含めてなんでしょうけども、実際にこれを運用に乗せていくには、申請者の人がどのような書類を要したりとか、どのような運用で回していく形になるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

運用の面につきましては、DVと、こういった被害があるということであれば、家庭児童相談室が子育て支援課にありますので、そちらに相談された後、こういった保護命令とか、そういったところを受けたいということであれば、裁判所等に相談するとか、そういったところの相談内容は御案内して、もしくは、自身で裁判所からこういった保護命令を受けましたと言って窓口にいらっしゃる場合もありますので、そういった方についてはそういったところで、それをもって運用して、この医療費助成の対象者として加えるということに運用としては行っております。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 そうすると、運用の中でもう少し聞いてみたいところ、聞かなければいけないと思っているところがあります。それは、そのようなおそれがあるということで実際に御相談された時点で対象にされるのか、いわゆる保護命令等が実際に裁判所から出てから運用を開始するのか、どちらになるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

この部分につきましては、保護命令を受けた者というところになりますので、今回改正の内容で該当させるにはやはり保護命令を受けた者で、今回は接近禁止命令と退去等命令と2つに分かれておりますので、それも含めて受けた者であれば、対象になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 すいません、1点だけ確認を伺います。

10条の1項だと保護命令、2だと退去命令なんですけども、実際こういう運営とか処分というのは、例えば、6か月とか、1年とか、こういう日にちの指定とか、何か月かということはどうなっているのでしょうか。そこだけ。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

まず、接近禁止命令のほうから申し上げますと、今回の法律改正によって、今まで接近禁止命令の期間というのが6か月ということだったんですけども、1年間に期間が拡大されております。あと、退去命令につきましても、これまで原則2か月ということだったんですが、申立てにより6か月に拡大されているということになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

○秋谷公臣委員 ありがとうございます。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑は。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 医療費助成に関わるということで、今回、質的にも精神的暴力などが条件に入るということで、市民にお知らせしてほしいと思うんですけど、周知のほうはどのようにされる予定でしょうか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

ひとり親家庭等の医療費助成につきましては、もちろん白井市の福祉関係のガイドブックですとか、あと、ひとり親家庭等ですので、市役所のほうに手続に来られた方に対してその窓口で説明のほうはしているところございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

○徳本光香副委員長 はい。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

伊藤委員。

○伊藤 仁委員 確認なんですけど、10条の2というのはどこに書いてあるんですか、条例の。2番で10条の2を入れると言うけど、今現在の白井の条例の中に10条の2はないですよ。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

新旧対照表のほう、改正案ということで、これまで第10条第1項というものだけだったんですけども、細分化されたことによって第10条の2というのが加えられたということで、この第10条の2というのが退去命令等のほうになります。

趣旨は合っていますでしょうか、この回答で。

○柴田圭子委員長 法律が改正されたという。

伊藤委員。

○伊藤 仁委員 白井の助成の条例の中に10条の2というのは今現在ないですよ。その確認です。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 そうです。今現在はありませんので、本年4月1日から施行されますので、こちらを付け加えるということになります。

○柴田圭子委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○柴田圭子委員長 再開いたします。

ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立全員であります。承知しました。

したがって、当常任委員会に付託された議案第8号は、原案のとおり可決されました。

(3) 議案第9号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 次が議案第9号です。よろしいですか。では、日程第3、議案第9号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは、白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例という部分の、ここにあります特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の施設についてですけども、これ、それぞれ市内に何施設ずつありますか。

○柴田圭子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 それでは、お答えします。

まず、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業というのが給付を行う対象施設であることを市が確認した施設及び事業のことを指しますが、まず、特定教育・保育施設は市内に保育所6園、それと

認定こども園3園の計9園、特定地域型保育事業につきましては、小規模保育所3園がございまして、全部で12施設となります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

石原委員、取りあえずいいですか。

○石原淑行委員 はい、大丈夫です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 重要なことなどをインターネット上で閲覧できるようにという改定と思っているんですが、今この対象の園でこれができるようになっていないところもまだあるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 今回運営規定と条例に規定されるもの全てを閲覧できる保育園というのはございませんが、例えば、保育の目的ですとか、保育指針ですとか、条例に定められた一部を閲覧できる保育園はございます。

今後なんですけども、各園のホームページの改修ですとか、あと、現在こども家庭庁で改修を進めている子ども・子育て支援情報公表システムなどの登録によりまして、ここにつきましては整備していきたいと考えています。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

○徳本光香副委員長 はい。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 今の回答についてちょっと確認したいんですけども、これによって必要な項目をホームページ上に載せる上で、この日付、令和6年4月1日で十分間に合うんでしょうか。

○柴田圭子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 条例の改正自体はこの議会でやるんですけども、国の省令改正公布されたのが令和5年12月26日でして、その時点で情報に関しましては各園のほうに流して、準備を進めてほしいということで案内しておりますので、4月1日の施行には間に合うものと考えています。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。

これから討論を行います。初めに、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 承知いたしました。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり可決されました。

(4) 議案第10号 白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 では、日程第4、議案第10号、議案をお開けください。大丈夫でしょうか。いいですか。

暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○柴田圭子委員長 会議を再開します。

日程第4、議案第10号 白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 これに附属して聞いておきたいことがあります。いわゆる40歳以上の現役世代の方からもこの介護保険は取っていると思うんですけども、保険料を取っていると思います。この40歳以上の方の現役の世代の負担のいわゆる移り変わり、昔は幾らぐらい取っていたけど、今幾らぐらいに増えてきたと、その辺りの御説明をいただけないでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長、説明可能ですか。

○竹内 崇高齢者福祉課長 考え方としての部分で説明をさせていただければと思うんですが、ちょっと金額的にはあれなんですけれども、この40歳から64歳までの方というのが一般的に2号被保険者と言われている方になります。こちらにつきましては、全体の給付額に対して27%、これを支出いただくような形で、全国的に統一された形で決められております。給付額の推移によって額は変わって

くるんですけれども、そのパーセンテージについてはずっと従前から27%で実施しているというものになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 これなんですけど、たしか私が40歳ぐらいになったときは2,000円ぐらいだった費用が退職する頃には6,000円ぐらいになっていたと思うんですけど、これがますますこの給付費用に合わせて増えていくものという具合に考えることになりますか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 ちょっと範囲を越えてしまうかもしれないんですけれども、こちら2号の保険料というのは各健康保険者のほうで定めているものでして、細かい部分の、その人に幾ら払うかというところの定めというのはこちらでは把握しておりませんので、そのようなことで御理解いただければと思います。

内容的には、実際にはその方の収入ですとか、年齢とかによって定められるものなので、必ずしも給付額に反映されるものではない。総額的には給付額が増えれば当然健康保険者全体では払う金額が増えると思います。人ごとの金額についてはちょっとこちらでは分かりかねますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

○荒井靖行委員 はい。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑は。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 今回1号被保険者の方の払う額が増えるということの背景として、国や県や市が公費負担する分が減ったからということでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えします。

国、県、市の負担割合については、今まで同様の負担割合となっておりますので、変更はありません。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 となりますと、やはり1人当たりにかかる介護の費用が非常に上がってきているというのが背景にあるのかなと思っているんですけれども、その上でちょっとお尋ねしたいんですけれども、いわゆる実際に介護を受けている方の年間の1人当たりの費用というのはどのぐらいありますか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 ちょっと参考数値になってしまうかもしれませんが、令和4年度の実績から積算させていただきますと、介護認定者1人当たりの給付額、平均で計算しますと、年間で約153万円程度という形になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 かなりの金額だと思っておりますけれども、その中によって、介護認定によって当然差は大きく出ていると思っています。

そこで、さらにちょっとお尋ねしたいんですけども、一番低いのが要支援1だと思っているんですけども、要支援1の方の場合の年間の平均費用及び、一番重いのが要介護5だと思うんですけども、その年間の1人当たりの費用を参考までに教えてください。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 すいません、細かい部分で、全体の人数での割合というのは出しているんですが、その細かい介護認定の度合いによつての割合というのは、申し訳ありません、今手元に数字としては持っていないものになります。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません、後でいいので、参考までに教えてください。お願いします。

○柴田圭子委員長 お願いします、後で。

ほかに質疑はありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 すいません、先ほど聞き方が足りなかったかもしれないです。国による低所得者保険料の軽減対策についての公費負担が減ってしまつて今回値上げにつながつたと理解しているんですけど、それは正しいでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えします。

低所得者対策の負担、国、県等の対策の費用については確かに減額になっているんですが、実際一番今回の保険料の上昇に影響しているのは、3年間の介護給付費が増加するという部分になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 今回、国のほうは支払いの段階、所得区分というのを、9つだったのを13段階に変更したと思うんですけど、市として独自に工夫されたことというのを伺います。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 市として今回の改正において第14段階を国の基準に足して、追加しているような状況がございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 今のお答えに対してもう少し細かく聞きたいんですけども、今まで以上にいわゆる所得の低い人はなるべく維持しようと、しかしながら、お年を召した方でも、いわゆる収入の高い人については少し多めにお支払いしていただこう、そういう考え方でよろしいですか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 おっしゃるとおりです。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません、1つだけ確認させてください。

今回、確認しておきたいことがあって、子育ての支援費用を、後期高齢者医療保険料の場合は拠出をしてくださいということがあったんですけど、今回の予算の中にそれは含まれていないと理解していいですね。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 今回の費用につきましては、それは含まれていないものになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

質疑ございませんか。

そうしたら、先ほどの荒井委員の質疑の要支援1と要介護5のそれぞれの幾らぐらいかというのは、閉会した後で数字をもらえればよろしいですか、それとも今必要ですか、後でよろしいですか。

竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 すいません、実際に先ほどお答えした総額に対しての数字というのは出せるんですけども、要支援1の方でどれぐらいかとか、要介護5の方でどれぐらいかというのは、数字を確認して出せるかどうか、もう一度確認しないとちょっと分からない部分がありますので、可能であれば、出せるようであれば、閉会後に参考として出させていただくということではいかがでしょうか。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員、どうですか、それでよろしいですか。

○荒井靖行委員 はい、分かりました。

○柴田圭子委員長 それではよろしくお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、反対討論の方ございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 こちらの10号議案に反対の討論を行います。

今回、丁寧に資料などもいただいて、今まで全国的にも千葉県ではこの基準月額というのは少なめで、引き続き白井市でも工夫して独自の段階を設定したりということは理解した上でなんですが、全体としてやっぱり介護保険制度というのが改悪されていく、お金を払っているのに、どんどん対象が狭められていくおそれがあって、値上げも危惧されるという中で、やはりこの制度の中だけで比較的所得の高い人が賄ってという段階ではもうなくて、本当に国としてこの制度というのを、必要な人にしっかり安価にサービスを受けられるというふうにしなければいけないと、そうしなければ、サービスをそもそも受けるということの抑制にもつながると思っているので、高い増額ではないですが、やはり方向性として心配していることが多くありますので、今回も反対させていただきます。

○柴田圭子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 今回の条例に賛成の立場で討論をさせていただきます。

最初にお尋ねした、その現役世代からの支出が今いわゆる40歳以上からということになっていますね。やっぱり総額が増えて、健康寿命が増えていくことを考えると、そこは、私は30歳からいただくということも一つの選択肢ではないかと思いますが、これは国会が決めることであって、私たちが言うことがない。そうすると、私たちが今回この65歳以上の方から費用をもらうということであると、65歳以上の方は非常に生活が厳しい、特にいわゆる年金だけで生活をされる方はとても厳しいので、今回それにはすごく配慮した跡があると思います。それと同時に、年間の所得が非常に多い高齢者の方もいらっしゃいます。そういう方にはよりたくさんいただくという考え方について私は賛成をいたしまして、今回のこの条例案に賛成の意見としてさせていただきますと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論はございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 承知いたしました。起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり可決されました。

(5) 議案第11号 白井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第5、議案第11号、議案をお開けください。ありましたか。よろしいでしょうか。では、議案第11号 白井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 新旧対表で見ますと8ページなんですけども、第16条第12項第15号2という部分が追加されましたけども、これまで面接は利用者の居宅を訪問することによって行う、さっき言いましたけども、条件がありますけど、今度テレビ電話装置等を活用して面接することができるということが追加されましたけども、これができれば介護支援も負担が多少軽減されると思いますけども、この件で、もちろんメリットはありますけども、デメリットについては想定されていますか、お伺いいたします。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 メリットにつきましては、今お話があったように、今回の改正については人材の有効活用というところをベースにしてやっておりますので、そこは御承知のとおりだと思っております。

デメリットにつきましては、今回のこのテレビ電話の実施というのが、ある程度一定の要件を満たした方で支障がないと判断された方が対象になりますので、デメリットという部分はないと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

○秋谷公臣委員 分かりました。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 これに関連するほかの議案にも共通するんですが、今回、身体拘束等の適正化ということで、新設、新しく加わる文章として、やむを得ない場合しか身体拘束などとはできないといったことが各議案に入ってくるんですけど、これは当然の内容だなと思うので、今までもこれは守ら

れていたけど、明文化されると考えていいんでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えします。

基本的には身体拘束というのはやむを得ない事情がある場合に実施する、それを今回明文化したということで、御理解のとおりと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 分かりました。

では、別の質問で、この11号議案の資料にも出していただいていたんですが、介護支援専門員1人当たりの取扱件数というのは、これは増えていくということによろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 おっしゃるとおりです。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 もう一つ、管理者が管理できる業務の範囲が別の敷地にある施設でもよくなるということなんですけど、この別の敷地というのは距離感というか、範囲や制限というのはあるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 管理者の兼務の範囲の部分、全体に関わる部分なんですけど、今までは同一敷地内という制約がありました。それが、今回支障がないと判断できる場合については、特に制限なく対応ができると変わったものになります。

以上です。

○徳本光香副委員長 分かりました。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

では、荒井委員。

○荒井靖行委員 今の質問にちょっと近いところかもしれませんが、ケアマネジャーの方が今までは1人35人だったんですね。それが今回、変な話なんですけど、最大で言うと、要支援の方をケアマネジャーの方が見るということになったらどうなるかということ、147人までいけるということなんです。知っている方の、ケアマネジャーの方にちょっとお尋ねすると、35人でも結構大変なのに、計算上、幾らパソコンができる事務員の方がいるにせよ、この数字はすご過ぎないかという感じがしているんですけど、これ、運用で本当回っていくとお考えでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えします。

こちらにつきましては上限設定という形で設定しておりますので、当然事業者ごとに実際どれぐらいの人数を割り当てるか検討していくものと考えておりますので、必ずしもその上限までやらなくてはいけないというものではないと認識しております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、マックスがここで、条例で明文化されたということなんですけども、実際に介護の窓口として、市のほうにこれはちょっとあまりにも多過ぎるんじゃないかという具合にも感じた場合、そういう指導というのは行われるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えします。

基本的にはこの条例上で定める範囲の中であれば特段問題ないというふうになるかと思うんですけども、状況によっては、内容によっては事業者さんと話をすることはあるのかなと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 先ほどの同一敷地内でなくても管理者が管理できるということなんですけど、支障がないということは市が判断するということになりますか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 基本的には事業者さんのほうでまずは実施する際に支障がないと判断した上でやっていただくことにはなと思うんですが、その状況等を判断するのは、最終的には市のほうで確認することになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 ケアマネジャーの数の問題について非常に関心があるので、お尋ねいたしますが、実際この白井市ではケアマネジャーがもう不足していて、1人当たりのケアマネが担当しなきゃいけない担当対象の方はもう非常にあふれているという実態でしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 実際にケアマネの施設というのは、必ずしも白井市内の人が白井市内で対応しなくてはいけないというわけではないので、一概には言えないんですけども、だんだん、潤沢に増えているという状況ではないとは認識しております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 今相談を受けている施設とケアマネジャーさんについてちょっと限定してお尋ねしますけども、現状であれば35人という数の中で基本的には収まるという考え方でよろしいですか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 ちょっと回答がずれてしまうかもしれないんですが、今御質問いただいたのが、35人で足りない可能性があるから、増やすのかなというイメージなのかと思うんですが、実際この条例改正につきましては、国のほうの基準に従って数量を増やすという変更をしているところですので、現状値等を加味した上で数字を変えているというものではないというところになります。
以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 今回の条例改正は政府が用意した法律に合わせたというのは理解しているつもりなんですけど、最初にも申し上げましたように、ケアマネジャーの方に聞くと、現状でも結構手いっぱいというお話を聞くものですから、この白井市においてそんなにたくさん、あふれるほど対応しなくちゃいけない人が、もういっぱいいっぱいなんですということなのかどうなのかをお尋ねしておきたいです。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 先ほどとちょっと回答が重複してしまうかもしれないんですけども、今の時点で全然余裕があって手が余っているという状況ではないということは認識しているところです。ただ、もう多過ぎてどうにもならないという状況ではないと。

実際に白井市内で仮にケアマネジャーさんがいなかった場合というのが、この居宅介護支援事業者については白井市内限定の事業ではないので、他市町村の居宅介護支援事業者に協力いただきながら実施するような形になると考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません、確認ですけども、今回条例が増えて、ケアマネジャーの数がこれからある程度充足させることによって、負担はある程度減らすことができると思いますか、何とかこの地域では面倒を見ることが可能だという具合に理解してよろしいですね。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 そのとおりです。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑はございますか。

では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、反対討論の方ございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 議案第11号に反対の討論をいたします。

理由としては12号から14号とも基本的には同じものになります。今回従うべき基準ということで国が定めて、市が改定しているというのは理解していますが、やはりどの条例改正でもよくあるんですが、いいこととよくないことが交ざっているというのがありまして、改悪の部分を私たちは重視して、問題視して反対いたします。

身体拘束のことですとか、柔軟に時代に合わせて、条件つけてテレビ画面での面接も可能にするというあたりは必要なことだとは思っていますが、基本的にはもう本当に国の責任でこういうケア労働者の給料も根本的に上げて増やさないといけないという状況で、自分の友人もこういった施設で働いていたりするんですけど、海外の労働者が入ってきてももう回らないという、過労でどうしようもない状況がある中で、支障がない範囲というのを基本的には事業者にお任せして判断させたり、どんどん管理者が見られる範囲を増やしたり、担当できる範囲を緩和して増やすというのは、本当に根本的な質の改善や解決には全くならないと考えていますので、反対いたします。

以上です。

○柴田圭子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 承知いたしました。起立多数でございます。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり可決されました。

審議の途中でありますが、ここで暫時休憩いたします。開始は11時10分。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○柴田圭子委員長 会議を再開いたします。

(6) 議案第12号 白井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係

る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第6、議案第12号 白井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは、資料8ページの新旧対照表のところからなんですけども、第12条の新設部分の2と3というところがあるんですが、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う場合には、それに応じた交通費の支払いを利用者から受けることができるということについてですが、交通費に当たるというのは、要するに往復のガソリン代を含むものなのでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えします。

この部分の想定としましては、通常の事業の実施区域以外で利用するガソリン代の実費相当分と考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 それでは、ガソリン代ということで、それまでは事業者がガソリン代を使ってまで地域外の距離の遠いところのサービスを行っていないということだったと思うんですが、そのガソリン代を利用者が支払うということで通常の実施地域以外の支援を促すということになるのか、また、利用者にとっては費用負担になると思うんですけども、費用負担してでもサービスを受けられないということのほうに困るということで、サービスが受けやすくなるというメリットになるということでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えします。

今回のこの介護予防支援事業所に関する条例の改正の一番の変更点というのは、今まで地域包括支援センターのみがこの実施対象可能な施設という形になっていたんですけども、今回の改正において要介護の居宅の、先ほど言った、第11号で議論していただきました居宅介護支援事業者、こちらがこの予防支援の事業者として指定ができるように変わったというのが大きな変更点になっています。

このことから、今まで対象になっていなかった事業者が実施できるように変わったというのが実際変更点になるんですけども、もともと第11号のほうで条例の中に通常の実施地域以外の居宅介護支援事業者については、今お話のあった通常の事業の実施区域の区域外の訪問を行う場合は、それに要した交通費の支

払いを利用者から受けることができるという規定が第13条に規定されておりまして、事業者がそれと同様の運用ができるようにという形でここを追加しているというところになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに。

荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません、この辺りの条文、非常に理解するのに大変苦勞しているところでございますが、今回交通費が請求できるという具合になる、簡単に言うと、ケアマネジャーさんは、今までは、変な話、特別養護老人ホームのケアマネジャーさんというのは、今までは要支援の訪問におけるケアマネジャー業務というのはやっていなかったんだけど、それを広げてもいいよ、そういう人については交通費を取りに行ってもいいし、サービスを受ける場合は都度都度その交通費をもらってもいいよという具合に読めるんですけど、そのとおりで大丈夫ですか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えします。

幾つか今の御質問の中にお話ししたい点があるんですけども、まず、1点目として、特別養護老人ホームのケアマネジャーさんというのは特養の中だけでケアプランを作成するような形になりますので、外部のケアプランの作成というのは原則ないと考えております。

今回お話をさせていただいた要介護の方たちのケアプランを作成する居宅介護支援事業者につきましては、こちらはあくまでも、今までですと、要支援の方のケアプランをまるっきり持っていないというわけではなくて、予防支援の事業所として地域包括支援センターから委託を受けて実施しているというケースは実際にはあります。この予防支援の事業者として実施するという形になった場合は、相対での契約行為の中で利用者さんに対応することができるように変わるというのが実際のところですよ。

今までの地域包括支援センターから委託する場合というのは、基本的には市内の利用者さんという形になりますので、白井市内に所在しているケアマネ施設については、その区域外の対応というのは原則ないような形になるかと思っています。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑はございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 管理者の基準の新設のところについて説明をお願いします。

○柴田圭子委員長 何ページですか。

○徳本光香副委員長 もう少し。管理者が常勤で主任介護支援専門員だったのが緩和される、その内容について説明をお願いします。〔「すいません、何ページでしょうか」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 7ページの第5条の3項のところと4項のところがどのように条件が緩和されるのかということの説明をお願いします。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えします。

こちらの部分についても、先ほどと同様に、予防支援を今までは地域包括支援センターが実施していた部分が居宅介護支援事業者が実施できるようになった部分で追加しているところになるかと思うんですけども、主任ケアマネ、主任介護支援専門員も本来であればするんですけども、主任介護専門員の確保が著しく困難であると、やむを得ない理由がある場合には介護支援専門員で可とする条文になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 これも条件を、常勤で主任介護支援専門員でなければいけなかったのが、条件付で主任でなくてもいいということになるんだと思います。

あと、もう一点、このことに関しては、専従とするが、兼務可能、支障ない範囲で専従でなくてもいいという条件も加わるということですよ。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 そうですね、これ4項のほうに記載されているとおり、次に掲げる条件を満たしているような対応ができれば、それは大丈夫という形の規定になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

○徳本光香副委員長 はい、分かりました。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、反対討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 賛成討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はございませんね。では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

当常任委員会に付託された議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 確認いたしました。起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案12号は、原案のとおり可決されました。

（7）議案第13号 白井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 では、日程第7、議案第13号です。資料をお開けください。よろしいでしょうか。では、議案第13号 白井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 新旧対照表のページ数、28ページなんですけども、下段のほうですけども、第92条第1項第7号について、「新たに身体的拘束等の適正化を図るための措置として」とあって、イの規定で「身体的拘束等の適正化を図るための指針を整備する」と書かれています。先ほど11号、12号でもこの文言は出てきましたけども、これ、整理された場合、市役所等、行政機関が、この確認のためというか、確認することが、施設に対しての確認とか、そういうことはあるんでしょうか。その点だけお聞きします。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えします。

指針等の整備がされているかどうか確認するのかというお話だったかと思うんですけども、この第92条につきましては小規模多機能型の事業所に関する規定になります。整備について実施されているかどうかという部分は、今後、実地指導等で確認する際にほかのものと併せて確認していくような形になると考えております。

実際この作成について分からないんじゃないのみたいな話とかというのが、指針と言われちゃうとなかなか難しいよねという話が出てくるかとは思いますが、この辺の部分につきましては、厚生労働省のほうである程度基準のひな形みたいなものを提示してありますので、そういった部分を参考に作成していただくような形で考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 確認なんですけども、たまたま報道等で施設によっては行き過ぎた拘束等があった

りすることがあるので、その点の、もしそういうことがあった場合に、こういう基準をつくった場合に、行政機関、市のほうは責任を問われるということはないんでしょうかというのを、聞き方おかしいですね、そういうことが質問されないかどうか、その辺のところだけお伺いいたします。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 身体拘束等につきまして、仮にそういった情報がありましたら、ある程度現場、現地の確認等しながら改善を求める形で対応しておりますので、原則的にはそういった形にならないように実施していきたいと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員 はい、分かりました。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは、資料の32ページになるんですが、協力医療機関等というところがありまして、第147条のところに指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者について、これに当たる事業者というのは、まず、白井においては何施設ありますか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 地域密着型の特定施設につきましては、1施設ございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 それでは、その1施設が今回147条で協力医療機関等と連携するということですが、実際にその1施設、147条に定めるような、示すような内容の協力体制で現時点ではできているかという確認はできていますか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 こちら、今回の改正につきましては、今後、集団指導、研修等行いまして、各事業所に対してこれ以外も含めて伝達するように考えておりまして、現時点でできている、できていないという部分は確認しておりません。

なお、この部分というのが、147条の改正につきましては、同様に、125条に認知症対応型共同生活介護の部分で同様の規定があるんですが、こちらにつきましても、147、125両方とも努力規定という形になっておりまして、現時点で仮にできていない状況であったとしても、全国一律でこちらは努めていただくように、努めてもらうというのが内容になりますので、今後対応していただくように話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 これから確認していただけるということですが、医療機関等の連携ってすごく

非常に大切なものだと思います。

それと加えてもう一つありますのが、第172条のところなんですけども、これも同じような内容が示されていて、指定地域密着型介護老人福祉施設についても同じように「協力医療機関との」ということで書いてありますが、まず、その施設は白井市には何施設ありますか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えします。

地域密着型の介護老人福祉施設、これは地域密着型の特別養護老人ホームのことをいいますが、市内には1施設ございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 そちらも1施設ということなんですけど、どちらもしっかり協力医療機関と協力していただきたいという部分がありますけども、これもやっぱり努力規定ということで今後確認していくということでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えします。

こちらの172条につきましては、先ほどの147条とは違いまして、義務を課す内容となっております。しかしながら、これが今の時点ですぐに成立しなきゃいけないというものではなくて、3年間の経過措置を設けて実施しておりますので、3年以内に実施していただくように努めていただきたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 31ページなんですけど、第130条の11項の人員配置についてです。大綱的質疑の回答で、この人員配置基準を緩和するということに関して、条件として、生産性向上による職場環境等の改善に向けた先進的な取組を行った場合は、人員、人を置く基準を緩和していいという説明がされたんですけど、具体的にはどのような取組と考えていますか。

○柴田圭子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 こちらにつきましては、生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりとして国の審議会の中では8項目が示されているんですが、新たな技術の導入で少ない人員でも質の高い介護提供を行うことを目指すものとして考えられているものと考えております。

具体的には、テレワークの取扱い、それから、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務づけ、それから、介護ロボット、I

C T等のテクノロジーの活用促進、生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化、それから、介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和、そのような内容になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。よろしいですか。長い条例改正ですけど。

では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、反対討論の方ございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 議案第13号に反対の討論をいたします。

質問への回答でも具体的に答えていただいたので、やや明らかになったんですが、やはり全体として生産性を上げて働きやすくして、でも、少ない人数で、ロボットとかI C T、テレワークなどを活用していきましょうというのは矛盾しますし、本当にできるんだろうかと、人が少なくて大変だという施設の中で、そういったお金の投資をして機器を入れるということとか条件に上がっていますが、これも難しいのではないかと思いますし、根本的な解決に向けた法令改正とか国の姿勢の改善が必要だと思うので、こういったことでは解決できないと考えます。

以上です。

○柴田圭子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 承知いたしました。お座りください。起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第13号は、原案のとおり可決されました。

(8) 議案第14号 白井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第8、議案第14号、議案をお開きください。よろしいですか。では、議案第14号 白井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介

護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、反対討論の方ございますか。

賛成討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論がないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 承知しました。起立多数です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第14号は、原案のとおり可決されました。

(9) 議案第16号 白井市西白井公民館、白井市西白井児童館及び白井市西白井老人憩いの家の指定管理者の指定について

○柴田圭子委員長 日程第9、議案第16号です。議案をお開きください。よろしいでしょうか。では、日程第9、議案第16号 白井市西白井公民館、白井市西白井児童館及び白井市西白井老人憩いの家の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑はございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 議案の4ページのところ、指定管理者選定審査会での候補者の選定についてで「最低評価基準点である300点を上回っており」と書いてあるんですが、これが何点で、特にどこを評価されたか伺います。

○柴田圭子委員長 山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

評価の結果としては、サービス点として353点ということになっております。

特に評価された点というのは、今回の議案の資料のほうにも記載させていただいていますア、イ、ウの3点が特に評価されたと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 はい、分かりました。

では、こちらの事業者对白井駅前センターもお任せしていると思いますが、サービスや安全面の環境などに差があるんですけど、一つの業者に任せるということで、これを生かして、例えば、スリッパの廃止ですとか、滑って高齢者が危ないということなどもあるので、そういったサービスを優れたほうに合わせるという改善を市で求める考えはあるでしょうか。

○柴田圭子委員長 山本生涯学習課長。

○山本敏行生涯学習課長 お答えします。

委員おっしゃるとおり、駅前センター、西白井複合センターについては同一事業者の指定管理ということで実施させていただいておりますけれども、それぞれの館の運営のしやすさということは尊重するようにしたいなとは思っておりますので、あくまでも市としてそういったところを指導することは、統一しなさいということを指導するという考えは持っておりません。事業者のほうからこういったほうが管理しやすいよという提案があれば、その提案については検証させていただいた上で、安全等が確保されているのであれば、その提案は受け入れたいと思っております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

○徳本光香副委員長 はい。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。いいですか。

では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、反対討論の方はございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 議案第16号に反対の討論をいたします。

前の議会などからも共通しているとおり、日本共産党市議団として、指定管理者、こういう教育にも関わる、また、市民に密着した施設について指定管理を続けるという方針自体に反対という立場です。

また、お任せするにしても、せっかく同一事業者がやっているのに、自分も利用してしまして、サービスが違っていたり、部屋を借りる段階でも条件がずれていて、とても使いづらいと感じたりすることもあります。

また、先ほどの答弁で、安全に関わることにしても特に提案や指導もしないということで、あまり同一事業者のメリットというものがないと感じますので、反対いたします。

以上です。

○柴田圭子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

討論はほかにありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 承知いたしました。起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第16号は、原案のとおり可決されました。

(10) 議案第28号 契約の締結について

○柴田圭子委員長 日程第10、議案第28号 契約の締結についてです。議案をお開けください。資料を開きましたか。ちょっと画面が小さくなりますが。議案第28号 契約の締結についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 まず、第一に、こちらの契約の経緯、契約に至るまでの経緯についてもう少し細かく御説明をいただきたいと思います。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 今、経緯ということですので、この工事の目的をまず説明させていただきたいと思います。

こちらの工事につきましては、白井市学校施設の長寿命化計画に基づき、竣工から33年が経過しておりますので、この池の上小学校の校舎の老朽化部位について改修工事及びバリアフリー対策としてのエレベーター等の増築工事、こういったものを行うものとなっております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 そちらではなくて、契約に至るまでの経緯でございますので、実際にどういう日程で、どのような活動をされて、それに対してどのような形で応札があつてというのを日ごとに教えていただきたいということでもあります。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 入札の経緯ということですので、お答えさせていただきます。

一般競争入札の公告を行っております。公告を行った日が、令和5年12月6日に公告を行っており

ます。その後、入札参加の資格確認ですとか、1度参加事業者さんのほうから申請を行っていただきます。それが、申請期間が令和5年12月6日から令和5年12月20日まで。その後、技術資料の提出という形で令和5年12月6日から令和5年12月20日まで行っております。その後、入札の執行でございますが、開札日時が、令和6年2月7日水曜日午前9時に行っております。さらに、そこで今回開札の結果、予定価格の範囲内に入札はございませんでしたので、翌日の令和6年2月8日に再度入札を行っております。その後、仮契約を行いまして、現在に至っているところでございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 そうすると、私たちのほうに、契約の相手方というのは途中で変わりましたね、代表取締役から営業所の所長に変わりました。これはどのタイミングでしょうか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 こちらの業者さんなんですけども、県内に営業所を有している事業者さんです。この入札参加名簿の中で委任というものを設定している事業者さんで、白井市と契約を結ぶ場合、営業所が契約を直接結ぶという形で登録されておりますので、当初から市川の営業所のほうと契約を結ぶという形になっております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 そうすると、訂正が私たちのほうに来たんですけども、もともと最初から営業所による契約であったということでしょうか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 入札登録上そのような形になります。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 確認ですけども、それは単なる記載を間違えたということでしょうか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 委員御指摘のとおりでございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、今回、契約予定のイズミ・コンストラクションについてお尋ねいたします。

白井市内での工事实績はありますか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 白井市の実績は今のところございません。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 ない中で今回入札が行われたということなんですけれども、その中で、一般競争入札ですから、入札の予定金額の中に入っていればオーケーということなんですけれども、例えば、過去の経験とか、あとは実績とか、そういうものは判定の中で入っていたのかどうなのか。

そして、もう一つ、これ、たしか東京都中央区の会社だと思います。確かに市川に営業所がありますけれども、例えば、この工事の規模で地元とJVを組ませたほうがいいんじゃないかとか、そういう議論はありましたか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 入札への参加条件という形で我々設定させていただいております。入札への参加条件ですが、白井市の入札参加適格者名簿の登録業種が建築一式工事で、格付要件がAの者、そのうち経営事項審査の総合評定点が1,200点以上の者としております。さらに、実績要件といたしまして、平成30年度から公告日までに国または地方公共団体等が発注した延べ床面積4,000平米以上の建築一式工事の改修工事を元請として施工した実績のある者、あと、技術者の要件を設定しております。こちらにつきましては、一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する監理技術者を配置できる者を参加条件としております。

あと、先ほどのJVのお話でございますが、市内事業者でこのようなAクラスの会社というのが今のところございませんので、そういった議論はございませんでした。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、地方公共団体によっては、そういう場合というのは、例えば、地元の業者を何%以上使わせるとか、そういう規定を持っているところもありますけど、今回はそういう規定は設けなかったということではよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 そうすると、今回過去に実績がない業者さんであると、その中で、予算で計上されているものは9億3,460万円、今回資料を拝見すると9億1,740万円ということで、入札率98.16%、その数字で、開札した翌日に再度入札して決まったということなんですけど、かなり数字的には、98%の応札で入ってきたというと、何かかなりちょっと特異な感じがするんですけども、経緯について、きちっとできているかどうかのちょっと気になりましたので、御説明をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 委員御指摘の件ですけれども、これは入札の結果でございますので、想定でしかお答えはできないんですけれども、今かなり建設業界では手持ち工事を多く抱えておりまして、技術者の不足ですとか、下請人の労働力の確保、こういったところがすごく困難な状況でございますので、これは金額的に高くなってしまいうのはしょうがない、やむを得ないという形で考えております。また、公共工事では国とか県が策定している積算基準等公表されておりますので、そういったところ、業者の積算能力が高く、積算したのではないかということで、想定ではございますが、そういう形で考えております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 4 ページのところの主な工事内容の中に屋上防水ですとか、屋上の工事のことも含まれているんですけど、エアコンを節約したり、温暖化対策ということで、屋上の熱を遮熱とか遮断する塗料とか、そういった工夫などは検討されたでしょうか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 今回は採用には至っていないんですけれども、価格的なところもありますし、基本的に原状回復をする工事だという位置づけでございますので、現状の仕様という形で工事を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、同じく屋上関係で、全く違う工事ということになるかもしれないんですけど、そういう電気代を稼ぐために太陽光発電の検討などもまた別の話ということになりますか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 委員おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 バリアフリー化や今回の改修について、学校の現場や障害者の方々、当事者の意見などを取り入れた部分というのはあるでしょうか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 学校現場のほうは先生たちにヒアリング等をさせていただいて、障害の方だけではなく、短期的に、足にけがをしたとか、そういった子もいらっしゃるということはお聞きしていたところで、スロープとエレベーター、こういったところがあれば、そういう子たち、あと、

障害を持った子たちもそうなんですけども、そういった子たちの対応も向上するのではないかという御意見はいただいているところでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 今回契約を予定されている業者さんは白井市で初めてということを聞いておりますけども、施工管理に当たりまして、市としてかなりチェックをしてみるとか、そういう予定はございますか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 市といたしまして、別途、市ではない監理者を立てる方向で考えております。さらに、市のほうも週に1回は工程会議に参加させていただいて、現場の状況等を確認。また、学校との打合せ等進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

すいません、私ちょっと質疑したいので、副委員長、交代お願いします。

○徳本光香副委員長 それでは、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしくお願いします。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今までの中で明らかになったのが、開札までに応札者がいなかったということ、これを確認してよろしいですか。そうじゃないんですか。締め切ったときには予定価格の範囲内のものがいなかったの、翌日もう一回入札を行った、入札後にやり直しをしたということでしょうか。確認をお願いします。

○徳本光香副委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 1回目の2月7日の入札では予定価格内に達しなかったことから、翌日に再度入札を行っております。

以上でございます。

○徳本光香副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 予定価格内にはいなかったということは、何社かの応札しようとした業者はいたということですか。

○徳本光香副委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 資料の、議案の3ページ目、工事調書になるんですけども、今回入札参加者は1者という形で記載させていただいているとおりの1者でございました。

以上です。

○徳本光香副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 予定価格は公表しましたか。

○徳本光香副委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 予定価格のほうは事後公表となっております。

以上でございます。

○徳本光香副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうしましたら、これ、先ほど荒井委員がおっしゃった金額は12月の補正の金額なんです、繰越明許、9億3,700万円です。結果が9億1,000幾らで、それで、推察するに98.15%ぐらいかなというのがこちらで計算した落札率なんですけれども、そうしますと、非常に高いというのも事実だと思います。

今物価が結構変動していて、去年までは上り調子だったけど、今年になってちょっと元に戻ったりとかいう状況にはなっていないですか。そこについて、どの時点での価格をその積算の時点の入札の価格としたんでしょうか。

○徳本光香副委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 設計時点で最新でございました10月時点の単価を使わせていただいております。

以上でございます。

○徳本光香副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そこは分かりました。

それで、一般競争入札ということなんですけど、その入札というのは、いわゆる、もうここで決めたら、この金額は絶対に確定なんだとか、そういう、もう決まっちゃった額になるのか、それとも、工事の契約後に受注者からコストダウンが可能な技術提案を受け付ける方式というやり方もあるようですけど、そういうふうに契約後に工事の中身について協議したり、価格の見直しをしたりとかいう方式を採用はされていますか。

○徳本光香副委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 委員おっしゃっているのはV E、バリューエンジニアリングのことだと思いますが、今回の工事はV Eを適用させてございません。

以上でございます。

○徳本光香副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 これまでの大規模修繕の、ずっと今まで工事を続けていますけれども、これまでもV E方式は取っていないし、これからも大規模修繕については、学校関係については取る予定はなく、このような一般競争入札という予定でおられますか。

○徳本光香副委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 今のところそのような考えであります。

以上でございます。

○徳本光香副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 千葉市の契約の方式なんか見ましても、そのような契約、工夫というのをかなりされているようなんですけれども、そこについても、今回、それから、今後、そのような契約内容についての改善というのは考えませんか。

○徳本光香副委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 私ども工事を発注する側でございますので、契約制度に関しましては財政課のほうの契約担当もでございますので、そちらのほうとお話をさせていただいて、今後どういうことができるかというのを、私ども発注側でございますので、ちょっとその回答は差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○徳本光香副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 これで最後です。

発注者側といっても、当然、財政今日来ていますよね、と協議した上でここに出されていると思いますので、その協議というのは大事かなと思います。

以上です。終わります。

○徳本光香副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

○柴田圭子委員長 では、会議を続けます。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、反対討論の方でございますか。

次に、賛成討論の方でございますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 本件につきまして賛成の討論をいたします。

経緯等について気になるところがあるので、ちょっと細かく質問させていただきました。その中で、私、ある意味条件といいますか、意見をつけさせていただきたいのは、今回契約に当たって、地元業者をある程度使うということも非常に大事な市の施策ではないかと思っています。そういう意味では、今回は条件をつけていなかったというお話でしたが、やはり、例えば、地元の協力業者を何%つけるとか、そういう契約の条件をぜひ今後はつけていただきたいという具合に考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 では、反対討論の方でございますか。

ほかに。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立全員でございます。

したがって、当常任委員会に付託された議案第28号は、原案のとおり可決されました。

では、ここで休憩に入りたいと思います。再開は13時20分といたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前12時05分

再開 午後 1時20分

○柴田圭子委員長 では、会議を再開いたします。

午後は補正予算ですね。

(11) 議案第18号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第13号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○柴田圭子委員長 日程第11、議案第18号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第13号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。タブレットは開いていますでしょうか。大丈夫ですか。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行わないようにお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。

21ページをお開けください。大丈夫ですか。21ページの下の方の民生費、社会福祉費から、22、23、24の上段、社会福祉費の全体についての質疑を受けます。この中で、一般職員の人件費は抜かします。そして、21、22、23、23の下の方の6目国民健康保健費と7目介護保険費、それから24ページの8目後期高齢者医療費は総務の所掌ですので、これは除きます。

24ページまでで、何か質疑はございますか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 ページは22ページです。上段のほうになりますけども、12の事業、住民税非課税世

帯等に対する価格高騰支援給付金事業に要する経費。これ金額を見ますと、3,870万余りになりますけども、これは生活にお困りの方に、速やかに給付しなければいけない趣旨の下での、これ対応してくれたと思うんですけども、もちろん職員の方には苦労は感謝申し上げますけども、1点だけ、大分額が大きいんで、18節で3,537万円の残額が生じています。給付金としてこれだけの残額が生じておりますけども、当初の見込み件数と実際の給付金差はどうだったのかというところ。なぜ、こんなに大きな残額が生じてしまったのか、その理由についてお伺いいたします。

○柴田圭子委員長 金井社会福祉課長。

○金井早苗社会福祉課長 お答えいたします。

それでは、給付金の実績ということでお答えをさせていただきます。

当初、非課税世帯に関しましては、4,700世帯、予算として見込んでおりました。実際に送付いたしましたのが、4,726世帯でございます。実際に確認書などを返送いただきまして、支給いたしましたのが、3,992世帯となっております。

次に家計急変世帯に関しましては、予算ですと70世帯ほど見込んでおりましたが、申請件数といたしましては、17世帯ということでございます。

均等割のみ課税世帯につきましては、今年は本市で初めて行った事業でございますけれども、1,300世帯、予算で見込んでおりましたが、実際に対象世帯を抽出しましたところ、955世帯になっております。実際に支給した世帯につきましては、882世帯ということになっておりまして、それぞれの給付金で執行残が出たということでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいでしょうか。

○秋谷公臣委員 ちょっと1点だけ確認。

○柴田圭子委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 これだけ件数が減ってるんですけども、その後、問合せ等は、例えばね、うちに来てませんよとか、そういう問合せとかそういったことは、これだけ減ってるとそういうことはなかったのでしょうか。

○柴田圭子委員長 金井社会福祉課長。

○金井早苗社会福祉課長 問合せにつきましては、もちろんございました。そちらにつきましては、個人情報の絡みもありまして、お問合せに回答できる範囲は限られてしまうんですけども、それぞれ担当のほうで丁寧に説明をしております。

以上です。

○秋谷公臣委員 分かりました。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは、22ページ3款1項1目の11)生活困窮者自立支援事業についてです。

その生活困窮者住居確保給付金で減額になっております。これは、生活困窮者の安定した住居の確保と、またこれ自立支援事業ですので、就業の自立を図るためのものだと思いますけれども、今年度まだもう少しありますが、それを減額してしまっても大丈夫なのかっていうことで、まず、この生活困窮者住居確保給付金の使われた状況と併せて、あと残った日数、大丈夫か、対応できるかっていうところを聞かせてもらえますか。

○柴田圭子委員長 金井社会福祉課長。

○金井早苗社会福祉課長 お答えいたします。

現在、この住居確保給付金の制度をお受けになられる世帯としましては、現在、1世帯につきまして支援をさせていただいております。当初こちらの事業につきましては、9世帯分を積算してございましたが、現状と令和4年度の支給実績でも3世帯というような状況がございましたので、合わせて4世帯分を残し、補正をしているところでございます。

なお、今現在受けております1世帯以外の住居確保給付金の御相談はないところでございます。

以上です。

○石原淑行委員 分かりました。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。社会福祉費全般で受けます。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、次に進みます。では、24ページ以降の2項の児童福祉費のほうに行きます。児童福祉費は、27ページの下のほうまで続きます。この中で、24ページの下の事業ナンバーが20の原油価格・物価高騰対応に要する経費は、総務が所掌ですので除きます。それと、26ページの事業番号9、これも原油価格・物価高騰対応について、これは入ってます。一番下の事業番号10の保育等サービス事業者に対するエネルギー、物価高騰対策支援事業に要する経費、これが総務が所掌ですので、これは除きます。それを除いて、24、25、26、27の下のほうの児童福祉費、下のほうまで全体について質疑を受けます。

荒井委員。

○荒井靖行委員 3款2項2目における7)子育て世帯生活支援特別給付金の件なんですけども、こちらのほう、返還金額610万と非常に多くなってますけども、こちらのほうは見込み金額との差というのは、どういうところから発生していますか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

この給付金につきましては、国の物価高騰対策に係るもので、子ども1人当たり5万円の給付となっております。

当初予算計上時は、対象児童数574人を予定しておりましたが、今実績見込みとして480人ということで94人分の減額補正となったところですが、その理由といたしましては、プッシュ型で給付するものとしては、令和4年度の給付金受給者には全員、令和5年度も給付しなさいということで、これはプッシュ型で人数的には分かるんですけども、申請が必要となる新規に児童手当の対象になった者で、非課税または非課税相当になった方、そしてあと家計急変等の対象者につきましては、なかなか把握のほうが困難になるということで、これまでも、昨年度も補正はさせていただいてるんですけども、これまでどおり枠として多めの設定をさせていただきまして、例えば、1世帯当たり子どもを2名で見るとか、そういった状況で積算しましたが、それほど新規の児童手当対象になった者とか、家計急変の対象が少なかったということで、今回補正に至っております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 いわゆる申請が必要な者が少なかったというお答えだと思うんですけども、それに対する周知とか徹底とか、そういう政策についてはどうだったのでしょうか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

周知のほうにつきましては、手当を受給されている方は申請を皆さんしておりますので、個別通知のほうをして周知をする。そして、申請が必要な方につきましては、もちろん広報とかホームページ、そしてあと小中学校ですとか保育園、幼稚園を通じてチラシのほうを配付させていただくこと。あとは、窓口でひとり親世帯等に対象ということで、窓口で手続をされている方につきましては、その時点で窓口のほうで説明して、対象になるかならないかとか、そういったことを説明して確認のほうをさせていただいております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 ほかに考えられる方法として、例えば、生徒さんへの、あとは児童へのお手紙とか、そういうような施策はやっていますか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 先ほど、私の回答の中に漏れてしまったかもしれないんですけど、小中学校ですとか保育園、幼稚園を通じてチラシの配付というのをさせていただいております。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 すみません。ここはちょっと聞いておきたいところなんですけれども、例えば、児童や生徒の人たちが帰宅をするときに、学校からお手紙で各家庭のほうに情報が伝わるようなことはしていませんかという質問です。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 生徒が持ち帰れるよう、その生徒の人数分、学校のほうに配付しています。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 それを各学校が責任を持って、各家庭に配付をするというところまでは、確認はできていないでしょうか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 子育て支援課として、あえてそこまではしてはいない、確認まではしてないですけども、一応お願いしておりますので、各学校で学級の担任の先生、配付していただいているものとは思っております。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 これ緊急な施策だったものですから、なかなか情報を伝えにくいことがあったと思って、ちょっとお尋ねしていますが、このあたりはあれですかね、学校との連携というのは、きちんとされているという具合に理解していいのでしょうか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 子育て施策に対しては、学校との連携がかなり多くございますので、必要に応じて校長会ですとか、教頭会とか、そういったところで配付するものをお願いしてるんですけども、ここ何年か続いている国の施策でしたので、今回改めて、例えば教頭会とかに説明したというのはないんですけども、そういった文書でお願いのほうはさせていただいております。

今後にも必要に応じて、そういったものが説明が必要であれば、校長会、教頭会のほうに依頼したりとか、そういったことはやっていきたいというふうに思ってます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 1人5万円って、かなり気合の入った、思い切った政策だったと思っていますので、それが本来必要な人に行き渡るような努力っていうのは、ぜひやっていただきたいと思ってお尋ねいたしました。

私の質問は以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

27ページのひとり親福祉費のところまでですけども、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、次に進みます。27ページ下段の生活保護費ですね、民生費の中の。生活保護費、そして次のページが保健衛生費、4款衛生費に入り、保健衛生費、28、29ページの下のところ、指導員の手前までを範囲とします。生活保護費、民生費の生活保護費と、次の4款衛生費の保健衛生

費。

荒井委員。

○荒井靖行委員 4款2項2目予防費の件ですね。これが金額が大きくて、1億7,700万の返還ということになりました。当然、国庫の支出、国県の支出金ということなんで、がゆえにというところもあるんですけども、これも金額が結構大きいなという具合に思ってるんですね。ワクチンに対する周知徹底ということもあるでしょうけども、予算の割にしては、物すごい差額が出ています。これは、なぜこのような返還が発生したのか教えてください。

○柴田圭子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 答えいたします。

こちらの経費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る医療機関への予防接種委託料をはじめ、ワクチン接種を行うために必要な様々な接種体制を確保するための財源になります。

令和5年度のコロナワクチン接種は、当初6万7,000回の接種を見込んでおりました。しかしながら、感染法上の疾病5類に移行したことでとか、それから、いろいろなニュース等でも少し取り上げ方が下がっていったとか、そういったようなことも影響したのかと思いますけども、実際にはこのワクチン接種の回数は、令和6年の1月末現在でありますけども、2万8,526回の接種にとどまったという状況ですので、その分、こういった多額の執行残が生まれたというふうなことでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 これのために、いろいろワクチン等も準備されたと思うんですけども、このようなものは、全て廃棄になったという具合に考えていいんでしょうか。

○柴田圭子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 廃棄ということで、国のほうから指示を受けております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。28ページの下のところまで、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、次に行きます。29ページの下のところまでで、ワクチンのところまでですね。

じゃあ、次に進みます。これで福祉関係は終わって、今度は教育総務のほうになります。35ページ、36ページをお開けください。〔「30ページも、もうして終わりなんですか」と言う者あり〕30ページ範囲じゃないです。〔「ではないです」と言う者あり〕いいですか。〔「はい」と言う者あり〕35、36、9款教育費、教育総務費から、37ページ、保健体育費まで、教育のところを一括して受けます。9款2項の小学校費、これは総務の部分ですので除きます。36ページです。36ページの学校建設費は

総務の部分なので除きます。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 37ページの9款教育費の中の学校給食費です。

扶養されている第3子の給食費無償化について、見込みと実際の数伺います。(2)の給食センターのほうと、(3)の桜台小中学校、両方お願いします。

○柴田圭子委員長 榛沢教育部参事。

○榛沢宏一教育部参事 お答えします。

第3子無償化の補助金の見込み、それから予算額ですかね、についてお答えします。

まず、学校給食センター分でございますけれども、小学生の部分は、2,205万1,360万を見込んでおりましたが、実際は1,882万2,840円となりました。それから中学生のほうは、1,230万7,000円を見込んでおりましたが、実際は751万9,440円となりました。

続きまして、桜台小学校のほうでございますが、こちらのほうは236万3,080円を見込んでおりましたが、実際は234万1,590円となりました。桜台中学校のほうは、134万2,200円を見込んでおりましたが、実際は112万8,660円となりました。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 分かりました。

ちょっと人数をお聞きしたつもりで、でも値段も知りたかったので。

じゃあ、次に人数について、見込みと実際の人数をお聞きしてもよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 榛沢教育部参事。

○榛沢宏一教育部参事 お答えします。では実際に、ごめんなさい、人数のほうです。

給食センターのほうですが、小学生は448人を見込んでおりましたが、実際は391人。中学生のほうは、214人を見込んでおりましたが、139人でした。

続きまして、桜台小学校のほうは、44人を見込んでおりましたが、実際は47人。桜台中学校は、21人を見込んでおりましたが、実際そのとおり21人となりました。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 今の徳本委員の質問に、回答についてちょっとお尋ねしたいんですけども、給食センターなんですけど、この人数って、かなり差が開いていますけれども、本来かなり予測した数字と出てくる数字ってあんまり変わらないと思うんですけど、これだけ誤差が出たのはなぜでしょうか。

○柴田圭子委員長 榛沢教育部参事。

○榛沢宏一教育部参事 お答えします。

まず、予算の積算方法でございますけども、こちらは、住民基本台帳上で単純に3番目以降の子の人数で積算いたしました。しかしながら申請段階においては、実際には就学援助を受けているお子様、それから、3番目以降のお子様ではありますが、第1子や第2子が親の扶養となっている。3番目以降の子が無償化の対象にならないケースがございましたので、実際のものが積算よりも減少したことになります。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

37ページの保健体育費のところまで、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは今度は歳入について質疑を行います。

歳入は、13ページをお開けください。国庫負担金ですね。開きましたか。13ページの15款国庫支出金、国庫支出金の民生費国庫負担金と衛生費国庫負担金。それから同じく15款の国庫支出金の国庫の補助金です。国庫補助金は2目の2民生費、国庫補助金。それから次のページ、3目の衛生費国庫補助金のうち新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、減額の約1億900万。それと1つ飛んで、6目の教育費国庫補助金。国関係、受けますがいかがでしょうか。いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 じゃあ今度は、16款県支出金。県支出金は、1項県負担金については、2目の民生費県負担金があります。それから次の2項県補助金については、1目民生費県補助金があります。そして、同じ県補助金では、6目に教育費県補助金があります。これは大丈夫でしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、これで16款県関係がここまでですね。

次が21款になります。16ページですね。21款3項2目の雑入のうちの一番上の会計年度任用職員等雇用保険負担金の減額補正、これだけです。よろしいですか。

伊藤委員。

○伊藤 仁委員 16ページのコミュニティ費助成事業。

○柴田圭子委員長 これは、範囲じゃないです。

○伊藤 仁委員 これは違う。これは違います。

○柴田圭子委員長 違いますね、これは。

○伊藤 仁委員 じゃあ、いいです。

○柴田圭子委員長 歳入がこれだけなんですけれども、全体でありますか。いいですか。〔「じゃあ、全体でいいですか」と言う者あり〕まだ、あるけどね。歳出ですか。〔「そうですね」と言う者あり〕じゃあ、歳出。〔「すみません」と言う者あり〕何ページか言ってください。〔「はい」と言う者あり〕〔「35ページの学校安全対策は入ってましたよね」と言う者あり〕はい。〔「この最後のと

ころ、スクールバス運行業務委託料が1,000万以上減っているのは、これ入札やってみて差額が出て安くなったということではないでしょうか」と言う者あり]

榛沢教育部参事。

○榛沢宏一教育部参事 お答えします。

委員のおっしゃるとおり、入札の結果、契約単価が安くなりました。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですね。〔「はい」と言う者あり〕じゃあ、歳入もよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 ずっとじゃあページ戻っていただいて、継続費と繰越明許の補正があります。7ページと8ページです。この中の民生費です。継続費は民生費のところですね。子ども・子育て支援事業、ちょっと待ってね。7ページ継続費、じゃあ、8ページが繰越明許が衛生費。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 8ページの4番衛生費のコロナワクチン接種に要する経費の500万繰越しの分なんですけど、これは先ほどもあったように、大分1億円単位で、もう受ける人が減っているという実績も見越して、まあ、今後新年度に打たれるだろうという分を計算して、この500万ということでよろしいですか。

○柴田圭子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

こちらの件につきましては、市外で接種した方の令和5年度分の接種費の支出については年度内に完了しないため、繰越明許をするということで対応いたします。

以上です。

○柴田圭子委員長 じゃあ、以上で一般会計の補正は全てになりますけれど、大丈夫ですか。では、質疑はよろしいですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに反対討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 賛成討論の方は。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いい

たします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第18号は原案のとおり可決されました。

これから特別会計に入りますから、執行部の席替えがありますので、皆様はそのままお待ちください。

(12) 議案第19号 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第4号）について

○柴田圭子委員長 では、日程第12、議案第19号 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第4号）についてを議題といたします。議案第19号のところ、タブレットのほう用意できてますか。

それでは、議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出について8ページですね。8ページだけなんですけど、ありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、次が歳入です。戻りまして、7ページです。ありませんか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 4款2項19、国民健康保険特別会計事業勘定財政調整基金の繰入金、1億1,800万、かなり高額な金額になっております。減額になってますが、これの原因は何でしょう。

○柴田圭子委員長 奥村保険年金課長。

○奥村敏直保険年金課長 保険基盤安定負担金につきましては、この負担金は、保険基盤安定制度として、低所得者層の保険税負担の軽減を図り、軽減相当額を国県市で負担するものです。こちらにつきましては、保険基盤安定負担金のほうは……、違いますか。繰入金。

○柴田圭子委員長 今、7ページの繰入金ですね。基金繰入金です。〔「基金繰入金」と言う者あり〕

暫時休憩します。〔「いえ」と言う者あり〕大丈夫ですか。〔「失礼しました」と言う者あり〕

奥村保険年金課長、どうぞ。

○奥村敏直保険年金課長 こちらにつきましては、財政調整基金というものがあるのですが、そちらのほうで、昨年度からの繰越額が確定しまして、当初予算と比較して基金から繰入れが不要となりましたので補正するものです。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 ということは、実際の国民健康保険の執行額が、もともと見込んでいた金額よりも少なかったということでしょうか。

○柴田圭子委員長 奥村保険年金課長。

○奥村敏直保険年金課長 前年度からの繰越金の額が多かったものですから、そういう意味で、結果的に決算の見込みが立ちました段階で、財政調整基金を取り崩す必要がなくなりましたので、それでその分をゼロにするというか、財政調整基金からの繰入を減額するものです。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 確認なんですけども、ということは医療費とか、この保険に使った事業費そのものは、変わらなかったということですかね。

○柴田圭子委員長 奥村保険年金課長。

○奥村敏直保険年金課長 そうです。そちらが影響しているというわけではなくて、繰越した額、繰越金のほうが大きかったんで、それを取り崩して使う、不要になりましたので、減額する形になります。

○柴田圭子委員長 いいですか。

奥村保険年金課長。

○奥村敏直保険年金課長 すみません。

5 款で繰越金というものがあるんですけど、こちらが 1 億 8,475 万 5,000 円、補正しまして、結果は 2 億 1,926 万 4,000 円になりまして、この繰越金の額が大きいものだったものですから、4 款の財政調整基金を取り崩すことが不要になりましたので、それを補正をさせていただいたところです。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 そうなると、繰越金がこんなに多いというのは、なぜこんなに多かったということなんでしょうか。予想と違ったということですよ、これはね。

○柴田圭子委員長 奥村保険年金課長。

○奥村敏直保険年金課長 繰越金につきましては、その前の年の実質収支額における余剰金を繰り越すものですが、4 年度の税収がよかったというところがありまして、金額としては大きな額になっております。

○柴田圭子委員長 財政の仕組みを後で聞いてください。〔「分かりました。どうもありがとうございます」と言う者あり〕いいですか。〔「結構です」と言う者あり〕ほかに質疑ありますか。歳入・歳出。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 承知しました。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第19号は原案のとおり可決されました。

(13) 議案第20号 令和5年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第4号）について

○柴田圭子委員長 日程第13、議案第20号です。タブレットをお開きください。大丈夫でしょうか。いいですか。

では、議案第20号 令和5年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は、行わないようにお願いします。

それでは、まず歳出について質疑をどうぞ。9ページになります。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 ちょっと傾向として、市のお考えをお聞きしたいんですが、9ページの介護サービス等諸費の（1）の居宅介護サービスのほうは5,800万円減額で、その下の（1）の施設介護サービスのほうは6,300万増えるという形で、追加で言いますと、10ページの一番下の通所型のほうは、今度は1,500万円減っているということで、最近の市内の傾向として、お宅で介護を受ける方が減って、施設入所増えてるというような、何かそういった関連性でこういう増減に影響してるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。今、9ページ、10ページの部分ですね。

竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 幾つか分かれて回答になるかもしれないんですが、まず、入所系のサービス、施設介護サービス給付費のほうについては、実績として利用者が増えている状況があるので、増額補正をさせていただいているところです。

居宅介護サービス給付費、今、お話あったように、在宅のサービス使ってる方の部分になるんですが、こちらについては、増えているサービスと減っているサービス両方あって、トータルするところといった形で、予算の見込みからすると減っているというような状況になっております。全般的に、そのような形の内容になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

9ページ、10ページ、11ページまで、3ページにまたがって何かほかに質疑ありますでしょうか。
いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 じゃあ戻って、歳入に入ります。歳入は7ページです。7ページ、8ページ。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 じゃあ、ほかに質疑はありませんか、歳入、歳出。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 承知いたしました。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第20号は原案のとおり可決されました。

(14) 議案第21号 令和5年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○柴田圭子委員長 日程第14、議案第21号です。議案をお開けください。よろしいですか。

議案第21号 令和5年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

では、まず歳出、8ページです。8ページ、1ページだけです。歳出全般ありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、歳入、前のページ、7ページです。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 承知いたしました。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第21号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、2月29日は午後1時30分より陳情審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後 2時08分